

13 財産調査結果報告書の作成に必要な財産調査

Q

財産開示手続を実施するには、財産調査結果報告書を作成する必要があると聞きました。これは何のために提出する書類で、作成にはどのような財産の調査が必要ですか。

A

財産調査結果報告書は、「知っている財産に対する強制執行（担保権の実行）を実施しても、申立人が当該金銭債権（被担保債権）の完全な弁済を得られない」ことの疎明（民執197①二・②二）のために提出します。財産調査結果報告書の作成に当たり、債務者の不動産、債権、動産、その他の財産について調査をする必要があります。

解説

1 財産調査結果報告書とは

財産開示手続を実施するための要件のうち、「知っている財産に対する強制執行（担保権の実行）を実施しても、申立人が当該金銭債権（被担保債権）の完全な弁済を得られない」ことにより申立てをする場合、要件に該当することの疎明（民執197①二・②二）のために財産調査結果報告書を作成し、財産開示手続申立書と共に裁判所に提出する必要があります。財産調査結果報告書に法定の書式はありませんが、東京地方裁判所のウェブサイトでは、後掲 **参考書式** 「○財産調査結果報告書（個人用）」が民事第21部（民事執行センター・インフォメーション21）に掲載されています。

財産調査結果報告書を作成するには、債務者の財産のうち、大きく分けて、①不動産（債務者の住所地の不動産、その他の場所の不動産）、

②債権（給与、預貯金）、③動産、④その他の財産を調査する必要があります。

2 不動産の調査

債務者の不動産は、債務者の住所地の不動産と、その他の場所の不動産について調査します。

(1) 債務者の住所地の不動産について

債務者の住所地の不動産が、債務者所有の不動産なのか、所有者は債務者以外の者で債務者が賃貸等で借りているのかを確認する必要があります。そのために、まずは債務者の住所地の不動産登記事項証明書を取得し、不動産の所有者を確認します。所有者が債務者でなければ、債務者住所地の不動産は債務者の所有でない旨を報告書に記載します。所有者が債務者であった場合には、当該不動産では完全な弁済を得られないことを疎明する必要があるため、不動産の評価額の調査のため、最新の固定資産評価証明書又は公課証明書、不動産業者が作成した評価書・査定書を取得し、その評価額と、当該不動産に抵当権等があればその被担保債権額を報告書に記載し、当該不動産では完全な弁済を得られない旨を記載します。

債務者の住所地の住居表示と、不動産登記事項証明書の地番や家屋番号が異なる場合には、ブルーマップで確認するか、法務局に問い合わせ確認し、後掲 参考書式 「○住居表示に関する説明書」を提出します。

(2) その他の場所の不動産について

債務者の住所地以外に債務者が所有していると思われる不動産があれば、住所地の不動産と同様に、まずは不動産登記事項証明書を取得して、所有者を確認し、債務者の所有であれば、当該不動産の評価額を調査します。しかし、申立人と債務者との関係性によっては、債務

参考書式

○財産調査結果報告書（個人用）〔執行力のある債務名義の正本を有する債権者〕【記載例】

財産調査結果報告書（個人用）

【記載事項】

「1-1 過去3年以内の手続の確認」（1頁目）から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」（6頁目）まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。

※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出（補正など）を求めることがあります。

【記載上の注意事項】

- 1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。
- 2 欄が足りないときは、適宜の用紙（A4版）を追加してください（その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください）。

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申立人（□代理人） ○ ○ ○ ○ ㊟

債務者 ○ ○ ○ ○ の財産を調査した結果（調査方法を含む）は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

1-1 過去3年以内の手続の確認

過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。

該当するものを選択し（□にレ点）を記入してください。

はい

→1-2へ

28 養育費・婚姻費用の差押えに関する特例・特則

Q

離婚した元夫が養育費を支払わなくなりました。元夫は会社勤めをしていますが、給料債権を差し押さえるには、不払がある度に毎月申立てをしなければならないのでしょうか。また、給料の4分の3は差し押さえることができないと聞いたことがあります、養育費の差押えの場合も同じでしょうか。

A

養育費や婚姻費用の差押えには、民事執行法上特別な考慮がされています。まず、養育費等に係る債権の一部に不履行があるときは、確定期限が到来していないものについても差押えをすることができます(民執151の2)。これによって、元夫の給与債権に対する1回の差押えにより、将来分の養育費についても継続して取り立てることができます。次に、養育費等に係る債権を請求債権として差し押さえる場合は、差押禁止債権の範囲が4分の3から2分の1に縮小されています(民執152③)。

解説

1 養育費・婚姻費用の差押え

養育費・婚姻費用についても、執行力のある債務名義を取得すれば、強制執行の差押えを行うことができます(民執25)。

通常の債権は、判決などの債務名義に、執行文(強制執行ができるという証明書)を付与してもらう必要がありますが、家庭裁判所で決めた審判は、執行力のある債務名義と同一の効力が認められ(家事75)、また、養育費・婚姻費用に関する事項は、家事事件手続法「別表第二に掲げる事項」に当たり、当該事項についての合意が記載された調停

調書は、審判と同一の効力、すなわち執行力のある債務名義と同一の効力が認められているため（家事268①かっこ書）、執行文の付与が不要です。

養育費や婚姻費用に係る債権の多くは、少額の定期金債権であり、これを通常の債権と同様に扱おうと、各月の履行期経過ごとに申立てを要するなどの不都合や費用倒れとなる可能性も少なくありません。そこで、上記債権については、民事執行法上特別の配慮がされています。

毎月一定額を支払う養育費のような債権は、確定期限の定めのある定期金債権に当たります。婚姻費用は、民事執行法151条の2第1項2号に、養育費は、同条同項3号に該当し、これら同条1項各号に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を「扶養義務等に係る定期金債権」と呼びます。

2 特例・特則①

強制執行は、期限到来後でないと執行開始できないのが原則ですが（民執30①）、扶養義務等に係る定期金債権を有する場合は、その一部に不履行があるときは、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができます（民執151の2①）。確定期限が到来していない将来分の養育費についても差押えの申立てをしておけば、毎月の確定期限が到来し義務者の不払がある度に、差押えの申立てをする必要がなく、債権者の手続的・金銭的負担が軽くなります。その負担を考慮して、数か月分の養育費等の履行期の到来を待つ強制執行の申立てをするといった、債権者の生計維持のリスクが高い手段をとる必要もありません。

例えば、義務者が月5万円の養育費を4回にわたり支払わず、不履行分が20万円となっており、その時点から子の成人までの養育費が残り

40か月で200万円ある場合には、不履行分20万円と同時に、将来分の200万円についても差押えを開始することができるということです。

もっとも、差押えが可能となるのは、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみです（民執151の2②）。

すなわち、上記設例で、将来分200万円について、義務者の預貯金等から一括で回収することはできません。将来分については、義務者の給料その他継続的給付に係る債権の差押えを行い、養育費の支払期限が毎月末日、義務者の給料日が毎月15日であれば、1月分の養育費は、2月15日に支給される義務者の給料から取り立てる、ということになります。

また、「一部に不履行があるとき」とは、債権差押命令発令時点で現に定期金債権の一部に不履行があることを要件としており、過去に定期金債権の不履行があっても同発令時点では不履行がない場合にまで、将来分の差押えを認めているものではありません。

3 特例・特則②

給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権については、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（その額が月額33万円を超えるときは、33万円）、また、退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の4分の3に相当する部分は、差し押さえてはならない（民執152①②、民執令2①一）とされていますが、扶養義務等に係る定期金債権を請求債権として、給与や退職手当等の債権を差し押さえる場合には、その差押禁止の範囲が4分の3から「2分の1」にまで縮小されています（民執152③）。

30 賃料収入を差し押さえる場合の留意点

Q 債務者が養育費や婚姻費用を支払わないので、債務者が第三者に対して有する賃料債権を差し押さえようと考えているのですが、どのような点を意識すべきでしょうか。

A 賃料債権は、一定期間、賃貸借目的物を使用収益したことの対価として貸主から借主に対して請求することができる権利であり、定期的・継続的に発生するものです。したがって、債務者の給料と同じく、差押えによる処分禁止効は差押時点で発生していた賃料債権のみならず、差押後に発生する賃料債権にも及びます（民執151）。

そして、賃料債権は、不動産の収益を対象とする給付請求権であるため、債権執行の被差押債権となるのはもちろんのこと、同時に、不動産の強制管理の対象ともなります。そこで、以下の2点が問題となり得ます。

まず、債権者が債務者の有する賃料債権について債権執行をしようとしている場合に、同時に、当該賃料が不動産から生じており、かつ、債務者が当該不動産を所有している場合には、債権者は、債権執行だけでなく、不動産執行としての強制管理手続を申し立てることも可能です。このとき、いずれの手続を申し立てるべきかという手続選択の問題が生じます。

また、別々の債権者がそれぞれ強制管理手続と債権執行手続を申し立てる場合、両手続の競合の問題となります。

解説

1 強制管理

金銭の支払を目的とする債権についての強制執行のうち、不動産に対する強制執行を「不動産執行」と呼びますが、不動産執行には更に①「強制競売」と②「強制管理」の二つの手続があります。

①強制競売は対象不動産を差し押さえた後に売却換価し、売却代金を差押債権者等に分配する手続ですが(民執45~92)、②強制管理は、対象不動産を差し押さえ、管理人を選任し、管理人が回収した賃料等の果実を差押債権者に定期的に分配する手続です(民執93~111)。

債権者は、不動産執行に当たり、①・②いずれかの手続を選択することができ、両者を併用することも可能です。

2 強制管理と賃料を被差押債権とする債権執行の関係

上記のとおり、強制管理においては差押えの対象それ自体は不動産なのですが、差押債権者らに分配されるのは不動産の交換価値(売却代金)ではなく、不動産から生じる収益(天然果実・法定果実)です。

対象となる収益は、既に弁済期が到来した法定果実はもちろん、将来弁済期が到来すべき法定果実も含まれます(民執93②)。

強制管理の開始決定の効果として、債務者に対してはこの収益の取立て等の処分禁止が命じられます。また、収益給付義務者(不動産の賃借人など債務者に対して収益を支払うべき者)に対しては管理人への収益交付の命令もなされます(民執93①)。この効果は、債権執行手続において、債務者及び第三債務者に対して禁止される内容と全く同一のものであり、両手続はこの点において重複します。

3 手続選択

債務者が所有する不動産から賃料収益が生じている場合のように、債権者としては強制管理・債権執行いずれの手続も申し立てることができる場合、いずれを選択すべきでしょうか。

(1) 債権執行によるメリット

ア 債権執行の場合、他の債権者が手続に登場してくる前に、第三債務者が債権者に対して弁済等をした場合には、その時点で配当加入の終期を迎えます(民執165)。したがって、もはや他の債権者がそれ以降の手続参加により配当等に加入することはできません。すなわち、競合債権者が登場するよりも前に第三債務者から弁済を受けた債権者は、独占して賃料収益を満足に充てられることとなります。

他方、不動産執行の一態様である強制管理の場合には、定期的な配当実施のタイミングとして裁判所が定める期間が満了するまでは、他の債権者に先駆けて独占的な満足を受けることはできません。

イ 強制管理の場合、配当に充てるべき金額は、不動産収益から当該不動産の租税、管理人の報酬、その他の費用を控除した額です(民執106①)。これに対し、債権執行による場合には、取立て・転付命令・譲渡命令の方法により被差押債権を換価する限りにおいては、上記のようなコストはかかりません(債権執行による場合も、換価手段として「管理命令」を選択する場合には、不動産執行としての強制管理と同様のコストが生じます(民執161①⑦))。1回分の賃料では執行債権を満つることがない場合には、こうしたコストがかからない分、債権執行の方がより早く執行債権を満足させることができますといえます。

(2) 強制管理によるメリット

債権執行の場合、被差押債権である賃料債権の処分禁止効は発生しますが、①賃料収益を生じさせている不動産自体を差し押さえるもの

55 権利者・義務者保有の資産価値の変動を理由とする養育費・婚姻費用の増額・減額請求

Q

権利者・義務者保有の資産価値の変動を理由とする養育費・婚姻費用の増額・減額請求はできるでしょうか。

A

養育費・婚姻費用の金額は、原則として、権利者・義務者それぞれの収入に基づき算出されます。そのため、権利者・義務者保有の資産の額が変動しても、養育費・婚姻費用の金額の算定に影響を与えることはないことから、一度合意した金額を増額・減額すべき事情変更には当たりません。ただし、資産から生じる果実については、これによって家計を維持していた場合には収入として扱うので、資産価値の変動により、得られる果実の金額にも影響が生じた場合には、結果として収入が増減することになり、養育費・婚姻費用の金額を増額・減額すべき事情変更があるものと認められるでしょう。

解説

1 収入を認定するに当たり資産を考慮するか

婚姻費用の算定に当たっては「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する」(民760)とされており、「資産」を考慮することができることは条文の定めからも明らかです。とはいえ、家計の元手は資産でなく収入のみによることが多いので、通常は、養育費・婚姻費用の算定基礎としては専ら収入を考慮しており、資産を考慮することは例外的です。養育費・婚姻費用の算

定に当たり資産を考慮していない場合には、後に資産価値に変動が生じて、養育費・婚姻費用の金額を変更すべき事情の変更は認められません。

後掲の参考判例では、権利者の資産である不動産に設定された根抵当権が抹消されたことを理由に、資産価値が増加したものとして、義務者が養育費の減額を請求していますが、既存の養育費の金額を定めるに当たり権利者の資産を考慮したか否かについては言及せず、資産価値の変動については予測できるものであることから事情の変更は認められないとして、減額請求を却下しています。

2 資産からの果実を収入に計上している場合

資産から生じる果実については、その資産が義務者の特有財産であったとしても、当該果実によって従前家計を維持していた場合には、生活保持義務の観点から、これを収入として扱います。この場合には、資産価値の変動が、果実の金額を変動させ、ひいては養育費・婚姻費用の算定の基礎となる収入を変動させる可能性があります。

例えば、資産である賃貸マンションからの賃料収入があり、これを収入に含め養育費・婚姻費用を算定したケースで、合意後に、周辺地域の開発が進み、賃貸マンションの資産価値が高騰し、これと共に賃料収入も増額した場合などです。この場合には、保有する資産の価値が高騰したことにより、収入が増額したといえるため、合意後に事情が変更したとして、養育費・婚姻費用の増額を請求することが考えられます。ただ、収入が増額した部分については、合意前に家計を維持していた部分ではないので、収入が減額した場面と比べると事情変更が認められにくい可能性があります。

参考判例

- 離婚に伴い未成年の子の養育費の支払義務を負っている申立人から、子を養育している相手方に対し、離婚に際して財産関係の清算を目的として相手方に所有権が移転された土地に設定されていた根抵当権が消滅し、土地の資産価値が変化したとして、養育費の免除を求めた事件において、当該根抵当権の消滅により相手方の可処分所得が直ちに増加するわけではなく、根抵当権の消滅があり得ることは当然に予測できたことであり、養育費を減額し又は支払義務を消滅させるような事情変更には当たらないとして、養育費免除の申立てを却下した事例（広島家審平11・3・17家月51・8・64）